

インターネット利用にあたってのガイドライン

坂井市立鳴鹿小学校

1 目的

このガイドラインは、坂井市鳴鹿小学校におけるインターネットの教育利用、ホームページの運営ならびに個人情報の保護に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 インターネット利用の基本的な考え方

インターネットを利用するにあたっては、児童および関係者の個人情報の保護に努めるとともに、児童の情報活用能力の育成を図り、開かれた学校の推進、総合的な学習の推進等、教育課程の解決の寄与するよう努めなければならない。

3 インターネット利用形態

インターネットの主な利用形態は、次のとおりとする。

(1) 情報発信・受信

特別活動や各教科等での取り組みを学校のホームページで発信したり、学校のホームページ等に対する意見等を広く一般から受信したりする。

(2) 情報検索及び収集

学習に関する情報を検索・収集する。

(3) 交流及び情報の交換

ホームページ、電子メール等を利用して教育機関等との交流・情報の交換を行う。

(4) 教材開発及び活用

情報の収集・加工による教材の作成や最新の情報を授業に活用する。

4 管理責任者及び取り扱い責任者

(1) 管理責任者は校長とし、教職員に対し指導及び監督を行うものとする。

(2) 管理責任者は、インターネットの利用を適切に行うため、インターネット取り扱い責任者を置く。

次に
続きます。



5 ホームページの作成

- (1) インターネットで発信する児童の個人情報の範囲は、次に定めるところによる。
 - ①[氏名] 原則として載せない。氏名の部分を削除・修正（イニシャル）し、個人が特定できないようにする。ただし、教職員はこの限りではなく、原則として姓を用い、名は使わない。
 - ②[意見] 児童の意見および考えなどは、教育上の効果を考えた上で、発信することができる。発信する場合は、児童のプライバシー・基本的な人権などに十分配慮する。
 - ③[写真・映像・音声] 集合写真（1人ではなく、何人かで活動しているもの）とするなど、個人が特定できないように配慮する。個人の写真等を使う場合は、個人が特定できないよう修正する。――
 - ④[作品] 教育活動において作成、製作されたものに限り掲載することができる。
 - ⑤[住所・電話番号・生年月日] いかなる場合においても発信しない。
- (2) 電子メール等で相手が特定される場合は、教育上効果が認められる場合において個人情報を発信できる。
- (3) インターネットを通して児童の個人情報を発信する場合は、年度当初に保護者の同意を得ることとし、同意を得ることができなかった児童の個人情報は発信しない。
- (4) ホームページに掲載した内容については、本人、保護者、関係者から内容の訂正又は削除の要請、著作権侵害の指摘を受けた場合は、管理責任者の指示により速やかに対応する。
- (5) 個人・団体を誹謗、中傷、差別した内容や営利目的の内容であってはならない。

5 インターネット利用に関する指導

- (1) 学校で児童がインターネットを利用する際は、必ず教師の指導・確認・指示のもとに行う。
- (2) 児童がインターネットを活用するにあたって、プライバシー・著作権等の保護や、その侵害の危険性について、十分に指導するとともに、発達段階におうじて情報モラルを養っていく。
- (3) 児童が家庭でもインターネットを活用することを想定して、その危険性を十分に指導する。また、その旨を保護者に啓発していく。

6 見直し

このガイドラインの内容について見直しの必要が生じたときは、関係機関と協議の上、見直しを行う。

附則 このガイドラインは、平成26年4月1日から施行する。